

令和 5 年 12 月 11 日

原子力規制委員会 殿

所在地 広島県広島市中区小町 4 番 33 号

申請者名 中国電力株式会社

代表者 代表取締役社長執行役員 中川賢剛

島根原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 34 第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり島根原子力発電所 1 号炉の廃止措置計画変更認可の申請をいたします。

記

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 中国電力株式会社

住 所 広島県広島市中区小町 4 番 33 号

代表者の氏名 代表取締役社長執行役員 中川賢剛

二 工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 島根原子力発電所

所 在 地 島根県松江市鹿島町片匂

三 発電用原子炉の名称

名 称 島根原子力発電所 1 号原子炉

四 変更に係る事項

平成 29 年 4 月 19 日付け原規規発第 17041912 号をもって認可を受け、別紙 1 のとおり変更認可（届出を含む。）を受けた島根原子力発電所 1 号炉の廃止措置計画認可申請書の記載事項中、次の事項の記述を別紙 2 のとおり変更する。

四 廃止措置対象施設及びその敷地

五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

九 核燃料物質による汚染の除去

十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

十一 廃止措置の工程

五 変更の理由

- (1) 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴い、関連する記述の変更及び追加を行う。
- (2) 核燃料物質の搬出及び譲渡し計画等の廃止措置工程の見直しに伴い、関連する記述を変更する。
- (3) その他、記載の適正化を行う。

以上

別紙 1

廃止措置計画変更認可（届出を含む。）の経緯

認可（届出）年月日	認可番号
平成 29 年 4 月 19 日	原規規発第 17041912 号
令和 2 年 9 月 24 日	原規規発第 2009243 号
令和 4 年 3 月 11 日	原規規発第 2203112 号
令和 4 年 3 月 29 日（届出）	—
令和 4 年 7 月 1 日（届出）	—
令和 5 年 7 月 3 日（届出）	—
令和 5 年 8 月 8 日（届出）	—

別紙2

変更の内容

四 廃止措置対象施設及びその敷地

廃止措置対象施設及びその敷地の記述の一部を、島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>2.3 廃止措置対象施設の状況</p> <p>(1) 核燃料物質の状況</p> <p>1号炉の使用済燃料は、1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）に貯蔵中である。また、新燃料は、1号炉原子炉建物内の新燃料貯蔵庫及び使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）に貯蔵中である。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>2.3 廃止措置対象施設の状況 <u>(初回申請時点)</u></p> <p>(1) 核燃料物質の状況</p> <p>1号炉の使用済燃料は、1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）に貯蔵中である。また、新燃料は、1号炉原子炉建物内の新燃料貯蔵庫及び使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）に貯蔵中である。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>・記載の適正化（記載時期の明確化）</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ : 管理区域を設定している建物等 ※ : 1号及び2号炉共用又は、1号、2号及び3号炉共用 <p>第4-2図 管理区域全体図</p>	<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ : 管理区域を設定している建物等 ※ : 1号及び2号炉共用又は、1号、2号及び3号炉共用 <p>第4-2図 管理区域全体図</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（管理区域の適正化）

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法の記述の一部を、島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>3. 廃止措置の実施区分</p> <p>廃止措置は、汚染状況の調査等の解体撤去工事の準備を行うこと、解体撤去工事に関する経験・実績を蓄積すること、放射線業務従事者の被ばく低減のために放射能の減衰を考慮すること等から、解体工事準備期間、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間、原子炉本体等解体撤去期間、建物等解体撤去期間に区分し、この順序で行う。</p> <p>廃止措置の主な手順を第5-2図に示す。</p> <p><u>今回の申請では、解体工事準備期間に行う具体的事項について記載する。</u></p> <p><u>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降に実施する放射性物質により汚染された設備の解体撤去工事等</u>については、環境への放射性物質の放出抑制及び放射線業務従事者の被ばく低減のため、解体工事準備期間中に実施する施設の汚染状況の調査結果等を踏まえた放射性物質の拡散防止対策、被ばく低減対策等の安全確保対策を定めて実施することとし、<u>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間に入るまでに実施する事項を定め、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u></p>	<p>3. 廃止措置の実施区分</p> <p>廃止措置は、汚染状況の調査等の解体撤去工事の準備を行うこと、解体撤去工事に関する経験・実績を蓄積すること、放射線業務従事者の被ばく低減のために放射能の減衰を考慮すること等から、解体工事準備期間、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間、原子炉本体等解体撤去期間、建物等解体撤去期間に区分し、この順序で行う。</p> <p>廃止措置の主な手順を第5-2図に示す。</p> <p><u>本廃止措置計画では、解体工事準備期間及び原子炉本体周辺設備等解体撤去期間に行う具体的事項について示す。</u></p> <p><u>原子炉本体等解体撤去期間以降に実施する原子炉本体の解体撤去工事等</u>については、環境への放射性物質の放出抑制及び放射線業務従事者の被ばく低減のため、解体工事準備期間及び原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中に実施する施設の汚染状況の調査結果等を踏まえた放射性物質の拡散防止対策、被ばく低減対策等の安全確保対策を定めて実施することとし、<u>原子炉本体等解体撤去期間に入るまでに実施する事項を定め、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u></p>	<p>・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>5.2 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降</p> <p>(1) <u>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間</u></p> <p>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間では、供用を終了した設備のうち、管理区域内にある放射性物質により汚染された設備（原子炉本体を除く）の解体撤去に着手するとともに、原子炉本体の解体に向けた準備工事を<u>行う。解体撤去は、熱的切断又は機械的切断により行う。具体的な工法は、解体する機器の構造及び汚染状況、解体に使用する工具の使用条件、解体に伴い発生する放射線粉じんの影響等を考慮し選定する。また、核燃料物質の搬出、安全貯蔵及び管理区域外の設備の解体撤去を継続して実施するとともに、必要に応じて核燃料物質による汚染の除去を実施する。</u></p>	<p>5.2 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間</p> <p>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間では、供用を終了した設備のうち、管理区域内にある放射性物質により汚染された設備（ただし、ドライウエル内にあるものを除く。）（以下「原子炉本体周辺設備」という。）の解体撤去に着手する。</p> <p>原子炉本体周辺設備の解体撤去は、解体時に追加的な汚染が付着しないよう、解体撤去範囲に放射性廃棄物でない廃棄物と判断できる設備がある場合は、当該設備を先行して解体撤去し、その後、解体工事準備期間中に実施した汚染状況の調査結果による放射能レベル区分に基づき、解体前に必要に応じて機器除染を実施したうえで、放射性物質として扱う必要のないもの、放射性固体廃棄物の順に、放射能レベルの低いものから解体撤去することを基本とする。</p> <p>また、解体撤去物のうち、放射性物質として扱う必要のないものとして処理するか放射性固体廃棄物として処理するかを判断する前段階のもの（以下「解体保管物」という。）を保管するエリア（以下「保管エリア」という。）及び解体保管物の処理を行うエリア（以下、保管エリアと併せて「保管エリア等」という。）を確保するために、原子炉建物、廃棄物処理建物及びタービン建物内の保管エリア等の設置予定場所にある設備を先行して解体撤去し、その後、保管エリア等として利用する。保管エリア等を確保した後、その他の原子炉本体周辺設備の解体撤去を進める。</p> <p>解体撤去は、熱的切断又は機械的切断により行う。具体的な工法は、解体する機器の構造及び汚染状況、解体に使用する工具の使用条件、解体に伴い発生する放射性粉じん（以下「粒子状放射性物質」という。）の影響等を考慮し選定する。</p> <p>解体保管物は、処理を行うことにより可能な限り放射性物質として扱う必要のないものとして保管エリアから搬出していく。</p> <p>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中における解体撤去工事の方法を第5-3表に示す。また、機器除染に係る具体的な事項を「九 核燃料物質による汚染の除去」、解体撤去物の保管に係る具体的な事項を「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p>	<p>・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(2) 原子炉本体等解体撤去期間</p> <p>原子炉本体等解体撤去期間では、放射能レベルの比較的高い原子炉本体の解体撤去に着手する。解体撤去は、熱的切断又は機械的切断により行う。具体的な工法は、解体する機器の構造及び汚染状況、解体に使用する工具の使用条件、解体に伴い発生する放射線粉じんの影響等を考慮し選定する。特に放射能レベルの高い炉心支持構造物等の解体においては、遠隔操作による水中での切断等、被ばく低減を考慮した工法を採用する。また、解体工事準備期間に着手した管理区域外の設備の解体撤去及び原子炉本体周辺設備等解体撤去期間に着手した管理区域内の設備の解体撤去を継続して実施するとともに、必要に応じて核燃料物質による汚染の除去を実施する。</p> <p>(3) 建物等解体撤去期間</p> <p>建物等解体撤去期間では、供用を終了する放射性廃棄物の廃棄施設、換気設備、その他解体の対象とするすべての設備、建物等の解体撤去を行う。</p> <p>汚染した設備の撤去後、建物内に残っている汚染をはつり等の方法で除去する。施設内の汚染を除去した後、汚染状況を確認したうえで管理区域を順次解除する。</p> <p>管理区域を解除した後、解体の対象とする建物を解体撤去する。建物の解体は、圧碎機やブレーカ等を用いて行う。</p> <p>核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄を終了した後、廃止措置を終了する。</p>	<p><u>上記作業の他、解体工事準備期間中に着手した核燃料物質の搬出、汚染状況の調査、安全貯蔵及び管理区域外の設備の解体撤去を継続して実施するとともに、必要に応じて核燃料物質による汚染の除去を実施する。</u></p> <p><u>これら原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中に行う作業を実施している間、原子炉施設のうち、建物及び構築物、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、電源設備、その他の安全確保上必要な設備の必要な機能を維持管理する。</u></p> <p>5.3 原子炉本体等解体撤去期間</p> <p>原子炉本体等解体撤去期間では、放射能レベルの比較的高い原子炉本体の解体撤去に着手する。解体撤去は、熱的切断又は機械的切断により行う。具体的な工法は、解体する機器の構造及び汚染状況、解体に使用する工具の使用条件、解体に伴い発生する粒子状放射性物質の影響等を考慮し選定する。特に放射能レベルの高い炉心支持構造物等の解体においては、遠隔操作による水中での切断等、被ばく低減を考慮した工法を採用する。また、解体工事準備期間に着手した管理区域外の設備の解体撤去及び原子炉本体周辺設備等解体撤去期間に着手した管理区域内の設備の解体撤去を継続して実施するとともに、必要に応じて核燃料物質による汚染の除去を実施する。</p> <p>5.4 建物等解体撤去期間</p> <p>建物等解体撤去期間では、供用を終了する放射性廃棄物の廃棄施設、換気設備、その他解体の対象とするすべての設備、建物等の解体撤去を行う。</p> <p>汚染した設備の撤去後、建物内に残っている汚染をはつり等の方法で除去する。施設内の汚染を除去した後、汚染状況を確認したうえで管理区域を順次解除する。</p> <p>管理区域を解除した後、解体の対象とする建物を解体撤去する。建物の解体は、圧碎機やブレーカ等を用いて行う。</p> <p>核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄を終了した後、廃止措置を終了する。</p>	<p>・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p> <p>・記載の適正化（原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う番号変更）</p> <p>・記載の適正化（表現の修正）</p> <p>・記載の適正化（原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う番号変更）</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考																								
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">第5-3表 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間における解体撤去工事の方法(1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1329 1633 1389 1772">件名</th> <th data-bbox="1329 1507 1389 1633">場所</th> <th colspan="2" data-bbox="1329 1381 1389 1507">主な対象施設*1</th> <th data-bbox="1329 1255 1389 1381">着手要件</th> <th data-bbox="1329 1129 1389 1255">工事内容</th> <th data-bbox="1329 1003 1389 1129">安全確保対策</th> <th data-bbox="1329 877 1389 1003">完了要件</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1389 1633 1448 1772"></th> <th data-bbox="1389 1507 1448 1633"></th> <th data-bbox="1389 1381 1448 1507">施設名称</th> <th data-bbox="1389 1255 1448 1381">設備名称</th> <th data-bbox="1389 1129 1448 1255"></th> <th data-bbox="1389 1003 1448 1129"></th> <th data-bbox="1389 877 1448 1003"></th> <th data-bbox="1389 751 1448 877"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1448 1633 1872 1772">管理区域外の設備の解体撤去</td> <td data-bbox="1448 1507 1872 1633">管理区域外</td> <td data-bbox="1448 1381 1872 1507">原子炉冷却系統施設 計測制御系統施設 その他原子炉の附属施設</td> <td data-bbox="1448 1255 1872 1381">左記施設の設備</td> <td data-bbox="1448 1129 1872 1255">対象設備が供用を終了していること。</td> <td data-bbox="1448 1003 1872 1129"> <ul style="list-style-type: none"> ・弁操作等により、対象外の機器・配管類との隔離を行う。 ・工具等を用いた分解・取外し、熱的切断、機械的切断等の工法により、解体撤去を行う。 </td> <td data-bbox="1448 877 1872 1003"> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理している廃止措置対象施設並びに2号及び3号炉の運転に必要な施設(可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアークセスルートを含む。)の機能に影響を及ぼさない工事方法を計画する。 ・火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為事象に対する安全対策として、可燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・一般労働災害防止対策として、高所作業対策、石綿等有害物対策、感電防止対策、粉じん障害対策、酸欠防止対策、振動対策、騒音対策、火傷防止対策、回転工具取扱対策等を講じる。 </td> <td data-bbox="1448 751 1872 877">対象となる設備の解体撤去が完了すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※1：第5-1表に示す施設のうち、解体撤去の対象となる施設を示す。</p> </div>	件名	場所	主な対象施設*1		着手要件	工事内容	安全確保対策	完了要件			施設名称	設備名称					管理区域外の設備の解体撤去	管理区域外	原子炉冷却系統施設 計測制御系統施設 その他原子炉の附属施設	左記施設の設備	対象設備が供用を終了していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・弁操作等により、対象外の機器・配管類との隔離を行う。 ・工具等を用いた分解・取外し、熱的切断、機械的切断等の工法により、解体撤去を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理している廃止措置対象施設並びに2号及び3号炉の運転に必要な施設(可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアークセスルートを含む。)の機能に影響を及ぼさない工事方法を計画する。 ・火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為事象に対する安全対策として、可燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・一般労働災害防止対策として、高所作業対策、石綿等有害物対策、感電防止対策、粉じん障害対策、酸欠防止対策、振動対策、騒音対策、火傷防止対策、回転工具取扱対策等を講じる。 	対象となる設備の解体撤去が完了すること。	<p>・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>
件名	場所	主な対象施設*1		着手要件	工事内容	安全確保対策	完了要件																			
		施設名称	設備名称																							
管理区域外の設備の解体撤去	管理区域外	原子炉冷却系統施設 計測制御系統施設 その他原子炉の附属施設	左記施設の設備	対象設備が供用を終了していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・弁操作等により、対象外の機器・配管類との隔離を行う。 ・工具等を用いた分解・取外し、熱的切断、機械的切断等の工法により、解体撤去を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理している廃止措置対象施設並びに2号及び3号炉の運転に必要な施設(可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアークセスルートを含む。)の機能に影響を及ぼさない工事方法を計画する。 ・火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為事象に対する安全対策として、可燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・一般労働災害防止対策として、高所作業対策、石綿等有害物対策、感電防止対策、粉じん障害対策、酸欠防止対策、振動対策、騒音対策、火傷防止対策、回転工具取扱対策等を講じる。 	対象となる設備の解体撤去が完了すること。																			

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前		変更後		備考	
第5-3表 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間における解体撤去工事の方法(2/2)					
件名	管理区域内の設備の解体撤去	場所	管理区域内(ただし、ドラウエール内を除く。)		
主な対象施設 ^{※1}	施設名称 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉冷却システム施設 計測制御系統施設 放射性廃棄物の廃棄施設 放射線管理施設 原子炉格納施設 その他原子炉の附属施設	設備名称	左記施設の設備(ただし、ドラウエール内にあるものを除く。)		
着手要件	<ul style="list-style-type: none"> 汚染状況の調査が終了していること。 対象設備が供用を終了していること。 	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> 解体撤去は解体時に追加的な汚染が付着しないよう、放射レベルの低いものから解体撤去することを基本とする。 弁操作等により、対象外の機器・配管類との隔離を行う。 解体する機器の構造及び汚染状況、解体に使用する工具の使用条件、解体に伴い発生する粒子状放射性物質の影響等を考慮して選定した工法により解体撤去を行う。 解体撤去した後の区域の一部については、保管エリア等として利用する。 	完了要件	対象となる設備の解体撤去が完了すること。
安全確保対策	<ul style="list-style-type: none"> 工事の実施に当たっては、作業目標線量を設定し、工事の進捗に伴い実績線量と比較し改善策を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を監視する。 線量当量率が高い場合、遮蔽マット等を用い、遮蔽措置を講じる。また、作業の効率化、立入制限等による被ばく低減を図る。 汚染レベルが高い場合、汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 維持管理している廃止措置対象施設及び2号及び3号炉の運転に必要な施設(可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートを含む。)の機能に影響を及ぼさない工事を計画する。 火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為事象に対する安全対策として、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。 一般労働災害防止対策として、高所作業対策、石綿等有害物対策、感電防止対策、粉じん障害対策、酸欠防止対策、振動対策、騒音対策、火傷防止対策等を講じる。 	備考	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更 		

※1：第5-1表に示す施設のうち、解体撤去の対象となる施設を示す。

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前				変更後				備考
解体工事準備期間	原子炉本体周辺設備等 解体撤去期間	原子炉本体等解体撤去期間	建物等解体撤去期間	解体工事準備期間	原子炉本体周辺設備等 解体撤去期間	原子炉本体等解体撤去期間	建物等解体撤去期間	・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更
※1：原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等、個別に記載している設備を除く。 第5-2図 廃止措置の主な手順				※1：原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等、個別に記載している設備を除く。 ※2：ドライウェル内にあるその他の設備を含む。 第5-2図 廃止措置の主な手順				

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

九 核燃料物質による汚染の除去

核燃料物質による汚染の除去の記述の一部を、島根原子力発電所 1 号炉
廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>4.2 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降</p> <p><u>系統除染対象外の設備・機器の除染については、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降に必要な応じて実施することとし、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間に入るまでに、除染の要否、除染の方法等について検討し、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u></p>	<p>4.2 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降</p> <p>(1) <u>除染範囲</u></p> <p><u>解体工事準備期間中に系統除染を実施した施設以外の施設のうち、二次的な汚染があり、除染を行うことにより、解体撤去等における放射線業務従事者の受ける放射線被ばくの合理的な低減が期待できる箇所を対象に機器除染を実施する。</u></p> <p>(2) <u>除染方法</u></p> <p><u>機器除染は、原子炉運転中の定期点検等において被ばく低減対策として行ってきた除染の経験・実績を活かし、化学的又は機械的除染法（両除染法を効率的に組み合わせて行う場合を含む。）により行う。適用する除染方法は、除染対象物の形状、汚染の状況、除染装置の設置可否等を考慮し決定する。</u></p> <p><u>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降における除染の方法を第9-2表に示す。</u></p> <p>a. <u>化学的除染法</u></p> <p><u>除染は、除染液を循環させるためのポンプ、イオン交換樹脂等で構成された仮設除染装置を除染対象箇所に接続し、除染液を除染対象範囲内で循環させる方法や除染液を除染対象物に塗布する方法等により行う。</u></p> <p>b. <u>機械的除染法</u></p> <p><u>除染は、研磨剤を使用するブラスト法、高圧水を使用する噴射法、ブラシ等による研磨法等により行う。</u></p> <p>(3) <u>除染の完了</u></p> <p><u>機器除染は、原則として、除染対象箇所の線量当量率があらかじめ定めた目標値に達するまで実施する。目標値の設定に当たっては、除染による二次的な汚染の除去効果、適用する除染装置の除染性能実績及び除染に伴い発生する廃棄物の発生量の観点から決定する。ただし、線量当量率が目標値に達する前であっても、除染時の線量当量率の測定結果等から、これ以上の除染効果が見込めないと判断した場合は、除染を終了する。</u></p> <p>(4) <u>除染により発生した廃棄物</u></p> <p><u>化学除染に用いた薬液は前処理を行い、既設設備で処理できる状態</u></p>	<p>・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<p><u>と</u>したうえで、床ドレン・再生廃液系に移送する。</p> <p><u>また、化学除染で発生するイオン交換樹脂は、廃樹脂タンク又はフィルタ・スラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。化学的及び機械的除染で発生する雑固体廃棄物は、既設設備で処理を行う。</u></p> <p><u>具体的な放射性廃棄物の処理・処分の方法は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後						備考							
	第9-2表 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降における除染の方法						・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1323 396 1383 564">件名</th> <th data-bbox="1383 396 1486 564">場所</th> <th data-bbox="1486 396 1590 564">主な対象施設</th> <th data-bbox="1590 396 1694 564">着手要件</th> <th data-bbox="1694 396 1798 564">工事内容</th> <th data-bbox="1798 396 1902 564">安全確保対策</th> <th data-bbox="1902 396 2062 564">完了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1323 564 1383 1776">機器除染</td> <td data-bbox="1383 564 1486 1776">管理区域内</td> <td data-bbox="1486 564 1590 1776">解体工事準備期間中に系統除染を実施した施設以外の施設のうち、二次的な汚染があり、除染を行うことにより、解体撤去等における放射線業務従事者の受ける放射線被ばくの合理的な低減が期待できる箇所</td> <td data-bbox="1590 564 1694 1776"> ・汚染状況調査が終了していること。 ・対象設備が供用を終了していること。 ・除染に使用する機器が使用可能な状態であること。 </td> <td data-bbox="1694 564 1798 1776"> ・弁操作等により、除染対象外の機器・配管類との隔離を行う。 ・化学的又は機械的除染法（両除染法を効率的に組み合わせる場合を含む）により除染を行う。 </td> <td data-bbox="1798 564 1902 1776"> ・外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、遮蔽マット等を用い、遮蔽措置を講じる。また、作業の効率化、立入制限等による被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、汚染レベルを考慮し、汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 ・工事の実施に当たっては、作業目標線量を設定し、工事の進捗に伴い実績線量と比較し改善策を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 </td> <td data-bbox="1902 564 2062 1776"> あらかじめ定められた目標値を達成すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	件名	場所	主な対象施設	着手要件	工事内容	安全確保対策		完了要件	機器除染	管理区域内	解体工事準備期間中に系統除染を実施した施設以外の施設のうち、二次的な汚染があり、除染を行うことにより、解体撤去等における放射線業務従事者の受ける放射線被ばくの合理的な低減が期待できる箇所	・汚染状況調査が終了していること。 ・対象設備が供用を終了していること。 ・除染に使用する機器が使用可能な状態であること。	・弁操作等により、除染対象外の機器・配管類との隔離を行う。 ・化学的又は機械的除染法（両除染法を効率的に組み合わせる場合を含む）により除染を行う。	・外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、遮蔽マット等を用い、遮蔽措置を講じる。また、作業の効率化、立入制限等による被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、汚染レベルを考慮し、汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 ・工事の実施に当たっては、作業目標線量を設定し、工事の進捗に伴い実績線量と比較し改善策を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。
件名	場所	主な対象施設	着手要件	工事内容	安全確保対策	完了要件								
機器除染	管理区域内	解体工事準備期間中に系統除染を実施した施設以外の施設のうち、二次的な汚染があり、除染を行うことにより、解体撤去等における放射線業務従事者の受ける放射線被ばくの合理的な低減が期待できる箇所	・汚染状況調査が終了していること。 ・対象設備が供用を終了していること。 ・除染に使用する機器が使用可能な状態であること。	・弁操作等により、除染対象外の機器・配管類との隔離を行う。 ・化学的又は機械的除染法（両除染法を効率的に組み合わせる場合を含む）により除染を行う。	・外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、遮蔽マット等を用い、遮蔽措置を講じる。また、作業の効率化、立入制限等による被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、汚染レベルを考慮し、汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 ・工事の実施に当たっては、作業目標線量を設定し、工事の進捗に伴い実績線量と比較し改善策を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	あらかじめ定められた目標値を達成すること。								

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄の記述の一部を、島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

本資料のうち、は商業機密又は核物質防護上の観点から公開できません。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>1.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性気体廃棄物の種類及び数量</p> <p>(中 略)</p> <p>(2) 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降 <u>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降に1号炉から発生する放射性気体廃棄物の種類は、主に汚染された機器の切断等に伴って発生する放射性粉じん等の粒子状放射性物質が想定される。</u> <u>この期間における放射性気体廃棄物の推定放出量は、施設の汚染状況の調査結果、解体撤去の工法及び手順についての検討結果を踏まえ、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間に入るまでに評価を実施し、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u></p>	<p>1.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性気体廃棄物の種類及び数量</p> <p>(中 略)</p> <p>(2) 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中 <u>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中に1号炉から発生する放射性気体廃棄物の種類としては、主に管理区域内の設備の解体撤去工事に伴って発生する粒子状放射性物質を含む換気系からの排気が想定される。</u> <u>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中、放射性気体廃棄物の放出にあたっては、放射性気体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放出管理機能を有する設備を維持管理し、換気系のフィルタを通して放出することから、粒子状放射性物質の放出量は十分少なくなる。</u></p> <p>(3) 原子炉本体等解体撤去期間以降 <u>原子炉本体等解体撤去期間以降に1号炉から発生する放射性気体廃棄物の種類は、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中と同様に、主に管理区域内の設備の解体撤去工事に伴って発生する粒子状放射性物質を含む換気系からの排気が想定される。</u> <u>この期間における放射性気体廃棄物の推定放出量は、施設の汚染状況の調査結果、解体撤去の工法及び手順についての検討結果を踏まえ、原子炉本体等解体撤去期間に入るまでに評価を実施し、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u></p>	<p>・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>1.2 放射性気体廃棄物の管理</p> <p>(1) 解体工事準備期間中</p> <p>解体工事準備期間中に1号炉から発生する放射性気体廃棄物は、換気系からの排気であり、原子炉運転中に発生した放射性気体廃棄物と同様に、原子炉設置許可申請書に記載の方法に従って、フィルタを通して排気ファンにより排気筒又はタービン建物排気筒から大気に放出する。放射性気体廃棄物の処理処分フローを第10-1図に示す。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降</p> <p><u>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降に1号炉から発生する放射性気体廃棄物の管理の方法は、施設の汚染状況の調査結果を踏まえ、解体撤去の工法及び手順と合わせて検討を進め、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間に入るまでに定め、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u></p>	<p>1.2 放射性気体廃棄物の管理</p> <p>(1) 解体工事準備期間中</p> <p>解体工事準備期間中に1号炉から発生する放射性気体廃棄物は、換気系からの排気であり、原子炉運転中に発生した放射性気体廃棄物と同様に、原子炉設置許可申請書に記載の方法に従って、フィルタを通して排気ファンにより排気筒又はタービン建物排気筒から大気に放出する。放射性気体廃棄物の処理処分フローを第10-1図(1)に示す。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中</p> <p><u>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中に1号炉から発生する放射性気体廃棄物は、粒子状放射性物質を含む換気系からの排気であり、フィルタを通して排気ファンにより排気筒又はタービン建物排気筒から大気に放出する。放射性気体廃棄物の処理処分フローを第10-1図(2)に示す。</u></p> <p><u>放射性気体廃棄物を適切に処理処分するため、放射性気体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放出管理機能を有する設備を維持管理する。</u></p> <p><u>また、放射性気体廃棄物の放出に際しては、排気筒等において放射性物質濃度の測定等を行い、線量告示に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにするとともに、線量目標値指針を参考に、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を第10-1表のとおり設定し、これを超えないように努める。</u></p> <p><u>放射性気体廃棄物の管理に係る必要な措置を保安規定に定めて管理する。</u></p> <p>(3) 原子炉本体等解体撤去期間以降</p> <p><u>原子炉本体等解体撤去期間以降に1号炉から発生する放射性気体廃棄物の管理の方法は、施設の汚染状況の調査結果を踏まえ、解体撤去の工法及び手順と合わせて検討を進め、原子炉本体等解体撤去期間に入るまでに定め、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u></p>	<p>・記載の適正化（原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う番号変更）</p> <p>・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>2.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び数量</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降 <u>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降に1号炉から発生する放射性液体廃棄物の種類は、解体工事準備期間中と同様な廃棄物に加えて、汚染された機器の切断及び汚染の除去の際に発生する廃液が想定される。</u> <u>この期間における放射性液体廃棄物の推定放出量は、施設の汚染状況の調査結果、解体撤去の工法及び手順についての検討結果を踏まえ、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間に入るまでに評価を実施し、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u></p>	<p>2.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び数量</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中 <u>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中に1号炉から発生する放射性液体廃棄物の種類としては、解体工事準備期間中と同様に、機器除染、施設の維持管理等により発生する機器ドレン廃液、床ドレン廃液等が想定される。</u> <u>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中は、放射性液体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放出管理機能を有する設備を維持管理すること、1号炉の復水器冷却水放水口における放射性物質の年間平均濃度が運転中と同等となるよう1号炉の運転終了及び1号炉復水器冷却水の停止を考慮した放出管理目標値を設定し管理することから、放射性液体廃棄物の放出量は、原子炉設置許可申請書に記載の推定放出量を超えないと評価できる。</u></p> <p>(3) 原子炉本体等解体撤去期間以降 <u>原子炉本体等解体撤去期間以降に1号炉から発生する放射性液体廃棄物の種類は、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中と同様な廃棄物に加えて、原子炉本体等の放射能レベルの高い機器を水中で切断する際に発生する廃液等が想定される。</u> <u>この期間における放射性液体廃棄物の推定放出量は、施設の汚染状況の調査結果、解体撤去の工法及び手順についての検討結果を踏まえ、原子炉本体等解体撤去期間に入るまでに評価を実施し、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u></p>	<p>・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>2.2 放射性液体廃棄物の管理</p> <p>(1) 解体工事準備期間中</p> <p>(中 略)</p> <p>放射性液体廃棄物の処理処分フローを第10-2図に示す。なお、2号炉建物内にある1号及び2号炉共用の施設における放射性液体廃棄物の管理は、2号炉にて行う。</p> <p>(中 略)</p> <p>(2) 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降</p> <p><u>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降に1号炉から発生する放射性液体廃棄物の管理の方法は、施設の汚染状況の調査結果を踏まえ、解体撤去の工法及び手順と合わせて検討を進め、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間に入るまでに定め、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u></p>	<p>2.2 放射性液体廃棄物の管理</p> <p>(1) 解体工事準備期間中</p> <p>(中 略)</p> <p>放射性液体廃棄物の処理処分フローを第10-2図(1)に示す。なお、2号炉建物内にある1号及び2号炉共用の施設における放射性液体廃棄物の管理は、2号炉にて行う。</p> <p>(中 略)</p> <p>(2) 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中</p> <p><u>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中に1号炉から発生する放射性液体廃棄物は、廃棄物の種類・性状に応じて、以下のとおり適切に処理を行い、再使用又は管理放出する（2号炉との共用施設での処理を含む。）。</u></p> <p>① 機器ドレン廃液</p> <p><u>機器ドレン廃液は、機器ドレン系で処理する。</u></p> <p><u>ろ過、脱塩した処理済液は、復水貯蔵タンクに回収し、再使用する。</u></p> <p>② 床ドレン廃液</p> <p><u>床ドレン廃液は、床ドレン・再生廃液系又は床ドレン・化学廃液系で処理する。</u></p> <p><u>蒸留、ろ過、脱塩した処理済液は、原則として再使用するが、一部については放射性物質の濃度が十分低いことを確認して環境に放出する場合もある。</u></p> <p>③ 再生廃液</p> <p><u>再生廃液は、床ドレン・再生廃液系又は床ドレン・化学廃液系で処理する。</u></p> <p><u>蒸留、ろ過、脱塩した処理済液は、原則として再使用するが、一部については放射性物質の濃度が十分低いことを確認して環境に放出する場合もある。</u></p>	<p>・記載の適正化（原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う番号変更）</p> <p>・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<p>④ <u>ランドリ・ドレン廃液</u> <u>ランドリ・ドレン廃液は、ランドリ・ドレン系で処理する。</u> <u>蒸留、脱塩した処理済液は、放射性物質の濃度が十分低いことを確認して環境に放出する。</u> <u>なお、放射性物質による汚染がほとんどない下着類を除染したランドリ・ドレン廃液は、放射能レベルが低く、ろ過器で処理した後、放射性物質の濃度が十分低いことを確認して環境に放出する場合があります。</u></p> <p>⑤ <u>シャワ・ドレン廃液</u> <u>シャワ・ドレン廃液は、シャワ・ドレン系で処理する。</u> <u>放射性物質の濃度が十分低いことを確認した後、ろ過器を通して環境に放出する。</u></p> <p>⑥ <u>機器除染に伴い発生する廃液</u> <u>機器除染に伴い発生する廃液は、床ドレン・再生廃液系又は床ドレン・化学廃液系で処理する。</u> <u>蒸留、ろ過、脱塩した処理済液は、原則として再使用するが、一部については放射性物質の濃度が十分低いことを確認して環境に放出する場合もある。</u></p> <p><u>放射性液体廃棄物の処理処分フローを第10-2図(2)に示す。なお、2号炉建物内にある1号及び2号炉共用の施設における放射性液体廃棄物の管理は、2号炉にて行う。</u> <u>放射性液体廃棄物を適切に処理処分するため、発生量を合理的に可能な限り低減するとともに、放射性液体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放出管理機能を有する設備を維持管理する。</u> <u>また、放射性液体廃棄物の放出に際しては、サンプルタンク等において放射性物質濃度の測定等を行い、復水器冷却水放水路排水中における放射性物質の濃度が、線量告示に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにするとともに、線量目標値指針を参考に、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を第10-2表のとおり設定し、これを超えないように努める。</u></p>	<p>・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<p><u>放射性液体廃棄物の管理に係る必要な措置を保安規定に定めて管理する。</u></p> <p>(3) <u>原子炉本体等解体撤去期間以降</u></p> <p><u>原子炉本体等解体撤去期間以降に1号炉から発生する放射性液体廃棄物の管理の方法は、施設の汚染状況の調査結果を踏まえ、解体撤去の工法及び手順と合わせて検討を進め、原子炉本体等解体撤去期間に入るまでに定め、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u></p>	<p>・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>3.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性固体廃棄物の種類及び数量</p> <p>(中 略)</p> <p>(2) <u>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降</u> <u>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降に1号炉から発生する放射性固体廃棄物の種類は、主に以下のとおりである。</u></p> <p>① <u>床ドレン・再生廃液系の濃縮器から発生する濃縮廃液</u> ② <u>ランドリ・ドレン系の濃縮器から発生する濃縮廃液</u> ③ <u>液体廃棄物処理系の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタから発生するフィルタ・スラッジ</u> ④ <u>燃料プール冷却系のフィルタから発生するフィルタ・スラッジ</u> ⑤ <u>可燃性雑固体廃棄物</u> ⑥ <u>不燃性雑固体廃棄物</u> ⑦ <u>解体撤去工事で発生する金属等</u></p> <p><u>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降に実施する解体撤去工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を第10-5表に示す。</u> <u>この期間における放射性固体廃棄物の推定発生量は、施設の汚染状況の調査結果、解体撤去の工法及び手順についての検討結果を踏まえ、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間に入るまでに再評価を実施し、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u></p>	<p>3.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性固体廃棄物の種類及び数量</p> <p>(中 略)</p> <p>(2) <u>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中</u> <u>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中に1号炉から発生する放射性固体廃棄物の種類としては、機器除染、施設の維持管理等により発生する雑固体廃棄物、使用済樹脂等の解体工事準備期間中と同様な廃棄物の他、原子炉本体周辺設備の解体撤去工事に伴って発生する雑固体廃棄物が想定される。</u> <u>原子炉本体周辺設備の解体撤去工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を第10-5表に示す。</u></p> <p>(3) <u>原子炉本体等解体撤去期間以降</u> <u>原子炉本体等解体撤去期間以降に1号炉から発生する放射性固体廃棄物の種類としては、機器除染、施設の維持管理等により発生する雑固体廃棄物、使用済樹脂等の原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中と同様な廃棄物の他、原子炉本体、建物等の解体撤去工事に伴って発生する雑固体廃棄物が想定される。</u> <u>原子炉本体、建物等の解体撤去工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を第10-5表に示す。</u> <u>この期間における放射性固体廃棄物の推定発生量は、施設の汚染状況の調査結果、解体撤去の工法及び手順についての検討結果を踏まえ、原子炉本体等解体撤去期間に入るまでに再評価を実施し、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u></p>	<p>・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>3.2 放射性固体廃棄物の管理 (1) 解体工事準備期間中</p> <p>(中 略)</p> <p>放射性固体廃棄物の処理フローを第10-3図に示す。なお、2号炉建物内にある1号及び2号炉共用の施設並びに1号、2号及び3号炉共用の施設における放射性固体廃棄物の管理は2号又は3号炉にて行う。</p> <p>(中 略)</p> <p>(2) <u>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降</u> 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降に1号炉から発生する放射性固体廃棄物の管理の方法は、施設の汚染状況の調査結果を踏まえ、解体撤去の工法及び手順と合わせて検討を進め、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間に入るまでに定め、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</p>	<p>3.2 放射性固体廃棄物の管理 (1) 解体工事準備期間中</p> <p>(中 略)</p> <p>放射性固体廃棄物の処理フローを第10-3図(1)に示す。なお、2号炉建物内にある1号及び2号炉共用の施設並びに1号、2号及び3号炉共用の施設における放射性固体廃棄物の管理は2号又は3号炉にて行う。</p> <p>(中 略)</p> <p>(2) <u>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中</u> 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中に1号炉から発生する放射性固体廃棄物は、廃棄物の種類・性状に応じて、以下のとおり適切に処理及び貯蔵保管を行う（2号又は3号炉との共用施設での処理及び貯蔵保管を含む。）。</p> <p>① <u>床ドレン・再生廃液系の濃縮器から発生する濃縮廃液</u> 床ドレン・再生廃液系の濃縮器から発生する濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、ドラム詰装置で固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。</p> <p>② <u>ランドリ・ドレン系の濃縮器から発生する濃縮廃液</u> ランドリ・ドレン系の濃縮器から発生する濃縮廃液は、ランドリ・ドレン濃縮廃液タンクに集め放射能を減衰させた後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰はドラム缶に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物処理設備で熔融した後、ドラム缶内にモルタル固化して貯蔵保管する。</p> <p>③ <u>復水系及び液体廃棄物処理系の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタ等から発生するフィルタ・スラッジ</u> 復水系及び液体廃棄物処理系の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタ等から発生するフィルタ・スラッジは、廃樹脂タンク及びフィルタ・スラッジ貯蔵タンクに貯蔵し放射能を減衰させ</p>	<p>・記載の適正化（原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う番号変更）</p> <p>・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<p>た後、<u>雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰はドラム缶に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物処理設備で熔融した後、ドラム缶内にモルタル固化して貯蔵保管する。</u></p> <p>④ <u>復水系及び液体廃棄物処理系以外の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタから発生するフィルタ・スラッジ</u> <u>復水系及び液体廃棄物処理系以外の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタから発生するフィルタ・スラッジは、廃樹脂タンク及びフィルタ・スラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。</u></p> <p>⑤ <u>可燃性雑固体廃棄物</u> <u>可燃性雑固体廃棄物は、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰はドラム缶に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物処理設備で熔融した後、ドラム缶内にモルタル固化して貯蔵保管する。</u></p> <p>⑥ <u>不燃性雑固体廃棄物</u> <u>不燃性雑固体廃棄物は、圧縮可能なものは圧縮減容し、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物処理設備で熔融してドラム缶内にモルタル固化するか、若しくは熔融しないでドラム缶内にモルタル固化して、貯蔵保管する。</u></p> <p>⑦ <u>使用済制御棒等の放射化された機器</u> <u>使用済制御棒等の放射化された機器は燃料プールに貯蔵した後、サイトバンカに貯蔵保管する。</u></p> <p>⑧ <u>機器除染に伴い発生する使用済樹脂</u> <u>機器除染に伴い発生する使用済樹脂は、廃樹脂タンク又はフィルタ・スラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。</u></p> <p><u>原子炉本体周辺設備の解体撤去により発生する解体撤去物のうち、解体保管物については保管エリアに保管する。解体保管物は、処理を行うことにより可能な限り放射性物質として扱う必要のないものとするが、放射性物質として扱う必要のないものにできないと判断したものは、雑固体廃棄物としてドラム缶等に詰めて固体廃棄物貯蔵所に貯蔵保管する。</u></p>	<p>・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<p><u>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中、放射性固体廃棄物の量が、原子炉設置許可申請書に記載されている固体廃棄物貯蔵所、サイトバンカ等の貯蔵能力を超えないように管理する。</u></p> <p><u>放射性固体廃棄物及び解体撤去物の処理フローを第10-3図(2)に、保管エリアの設置予定場所を第10-4図に示す。なお、2号炉建物内にある1号及び2号炉共用の施設並びに1号、2号及び3号炉共用の施設における放射性固体廃棄物の管理は2号又は3号炉にて行う。</u></p> <p><u>放射性固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管を行うために、発生量を合理的に可能な限り低減するとともに、放射性固体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放射性廃棄物貯蔵機能を有する設備を維持管理する。</u></p> <p><u>放射性固体廃棄物及び解体保管物の管理並びに保管エリアの管理に係る必要な措置を保安規定に定めて管理する。</u></p> <p>(3) <u>原子炉本体等解体撤去期間以降</u></p> <p><u>原子炉本体等解体撤去期間以降に1号炉から発生する放射性固体廃棄物の管理の方法は、施設の汚染状況の調査結果を踏まえ、解体撤去の工法及び手順と合わせて検討を進め、原子炉本体等解体撤去期間に入るまでに定め、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u></p>	<p>・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>3.3 放射性固体廃棄物の廃棄</p> <p>1号炉の放射性固体廃棄物は、L1、L2及びL3に区分し、廃止措置が終了するまで（<u>2045年度まで</u>）に、原子炉等規制法に基づき廃棄の事業の許可を受けた者の廃棄施設に廃棄する。また、放射性物質として扱う必要のないものは、原子炉等規制法に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再生利用に供するように努める。</p> <p>廃棄先は、解体撤去に伴い放射性固体廃棄物が発生し、廃棄施設への搬出が必要となる時期までに確定する。</p> <p>なお、2号炉建物内にある1号及び2号炉共用の施設並びに1号、2号及び3号炉共用の施設から発生した放射性固体廃棄物については、2号又は3号炉にて管理する。</p> <p>放射性固体廃棄物の運搬及び廃棄は、関係法令及び関係告示に基づき適切に実施するとともに、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p>	<p>3.3 放射性固体廃棄物の廃棄</p> <p>1号炉の放射性固体廃棄物は、L1、L2及びL3に区分し、廃止措置が終了するまで（<u>2049年度まで</u>）に、原子炉等規制法に基づき廃棄の事業の許可を受けた者の廃棄施設に廃棄する。また、放射性物質として扱う必要のないものは、原子炉等規制法に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再生利用に供するように努める。</p> <p>廃棄先は、解体撤去に伴い放射性固体廃棄物が発生し、廃棄施設への搬出が必要となる時期までに確定する。</p> <p>なお、2号炉建物内にある1号及び2号炉共用の施設並びに1号、2号及び3号炉共用の施設から発生した放射性固体廃棄物については、2号又は3号炉にて管理する。</p> <p>放射性固体廃棄物の運搬及び廃棄は、関係法令及び関係告示に基づき適切に実施するとともに、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p>	<p>・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化及び廃止措置工程の見直し（核燃料物質の搬出及び譲渡し計画の見直し等）に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考																						
<p>第10-1表 解体工事準備期間中における放射性気体廃棄物の放出管理目標値</p> <p style="text-align: right;">(単位：Bq/y)</p> <table border="1" data-bbox="290 541 1172 703"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>放出管理目標値^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性 気体廃棄物</td> <td>希ガス</td> <td>7.9×10^{14}</td> </tr> <tr> <td>ヨウ素131</td> <td>3.9×10^{10}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号、2号及び3号炉合算の値を示す。</p>	項目		放出管理目標値 ^{※1}	放射性 気体廃棄物	希ガス	7.9×10^{14}	ヨウ素131	3.9×10^{10}	<p>第10-1表 放射性気体廃棄物の放出管理目標値</p> <p>(1) 解体工事準備期間中</p> <p style="text-align: right;">(単位：Bq/y)</p> <table border="1" data-bbox="1305 541 2187 703"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>放出管理目標値^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性 気体廃棄物</td> <td>希ガス</td> <td>7.9×10^{14}</td> </tr> <tr> <td>ヨウ素131</td> <td>3.9×10^{10}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号、2号及び3号炉合算の値を示す。</p> <p>(2) 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中</p> <p style="text-align: right;">(単位：Bq/y)</p> <table border="1" data-bbox="1291 856 2202 1129" style="border-style: dashed;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>放出管理目標値^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性 気体廃棄物</td> <td>コバルト60</td> <td>2.0×10^8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：1号炉の値を示す。</p>	項目		放出管理目標値 ^{※1}	放射性 気体廃棄物	希ガス	7.9×10^{14}	ヨウ素131	3.9×10^{10}	項目		放出管理目標値 ^{※2}	放射性 気体廃棄物	コバルト60	2.0×10^8	<p>・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>
項目		放出管理目標値 ^{※1}																						
放射性 気体廃棄物	希ガス	7.9×10^{14}																						
	ヨウ素131	3.9×10^{10}																						
項目		放出管理目標値 ^{※1}																						
放射性 気体廃棄物	希ガス	7.9×10^{14}																						
	ヨウ素131	3.9×10^{10}																						
項目		放出管理目標値 ^{※2}																						
放射性 気体廃棄物	コバルト60	2.0×10^8																						

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考												
<p>第10-2表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値</p> <p style="text-align: right;">(単位：Bq/y)</p> <table border="1" data-bbox="290 541 1172 705"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (H-3を除く)</td> <td style="text-align: center;">7.4×10^{10}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号、2号及び3号炉合算の値を示す。</p>	項目	放出管理目標値 ^{※1}	放射性液体廃棄物 (H-3を除く)	7.4×10^{10}	<p>第10-2表 放射性液体廃棄物の放出管理目標値</p> <p>(1) 解体工事準備期間中</p> <p style="text-align: right;">(単位：Bq/y)</p> <table border="1" data-bbox="1305 541 2187 705"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (H-3を除く)</td> <td style="text-align: center;">7.4×10^{10}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号、2号及び3号炉合算の値を示す。</p> <p>(2) 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">(単位：Bq/y)</p> <table border="1" data-bbox="1305 932 2187 1096"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (H-3を除く)</td> <td style="text-align: center;">2.8×10^8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：1号炉の値を示す。</p> </div>	項目	放出管理目標値 ^{※1}	放射性液体廃棄物 (H-3を除く)	7.4×10^{10}	項目	放出管理目標値 ^{※2}	放射性液体廃棄物 (H-3を除く)	2.8×10^8	<p>・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>
項目	放出管理目標値 ^{※1}													
放射性液体廃棄物 (H-3を除く)	7.4×10^{10}													
項目	放出管理目標値 ^{※1}													
放射性液体廃棄物 (H-3を除く)	7.4×10^{10}													
項目	放出管理目標値 ^{※2}													
放射性液体廃棄物 (H-3を除く)	2.8×10^8													

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前			変更後			備考
第10-3表 放射性固体廃棄物の貯蔵・保管場所ごとの種類及び数量			第10-3表 原子炉運転中に発生した放射性固体廃棄物の貯蔵・保管場所ごとの種類及び数量			・記載の適正化（発生時期の明記）
貯蔵・保管場所	種類	貯蔵・保管量 ^{※1}	貯蔵・保管場所	種類	貯蔵・保管量 ^{※1}	
固体廃棄物貯蔵所 ^{※2}	ドラム缶	均質固化体	172本	ドラム缶	均質固化体	172本
		充填固化体	2,072本		充填固化体	2,072本
	その他	雑固体	9,712本	その他	雑固体	9,712本
			1,482本相当 ^{※3}			1,482本相当 ^{※3}
濃縮廃液貯蔵タンク	濃縮廃液	約22m ³	濃縮廃液貯蔵タンク	濃縮廃液	約22m ³	
廃樹脂タンク	使用済樹脂	約88m ³	廃樹脂タンク	使用済樹脂	約88m ³	
フィルタ・スラッジ貯蔵タンク	フィルタ・スラッジ	約237m ³	フィルタ・スラッジ貯蔵タンク	フィルタ・スラッジ	約237m ³	
復水スラッジ分離タンク	フィルタ・スラッジ	0m ³	復水スラッジ分離タンク	フィルタ・スラッジ	0m ³	
サイトバンカ貯蔵プール ^{※2}	制御棒	123本	サイトバンカ貯蔵プール ^{※2}	制御棒	123本	
	チャンネルボックス	1,360本		チャンネルボックス	1,360本	
	ポイズンカーテン	161本		ポイズンカーテン	161本	
	その他	約55m ³		その他	約55m ³	
1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）	制御棒	29本	1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）	制御棒	29本	
	チャンネルボックス	722本		チャンネルボックス	722本	
	ポイズンカーテン	13本		ポイズンカーテン	13本	

※1：平成28年12月末時点の貯蔵・保管量である。

※2：1号、2号及び3号炉共用

※3：200Lドラム缶換算値を示す。

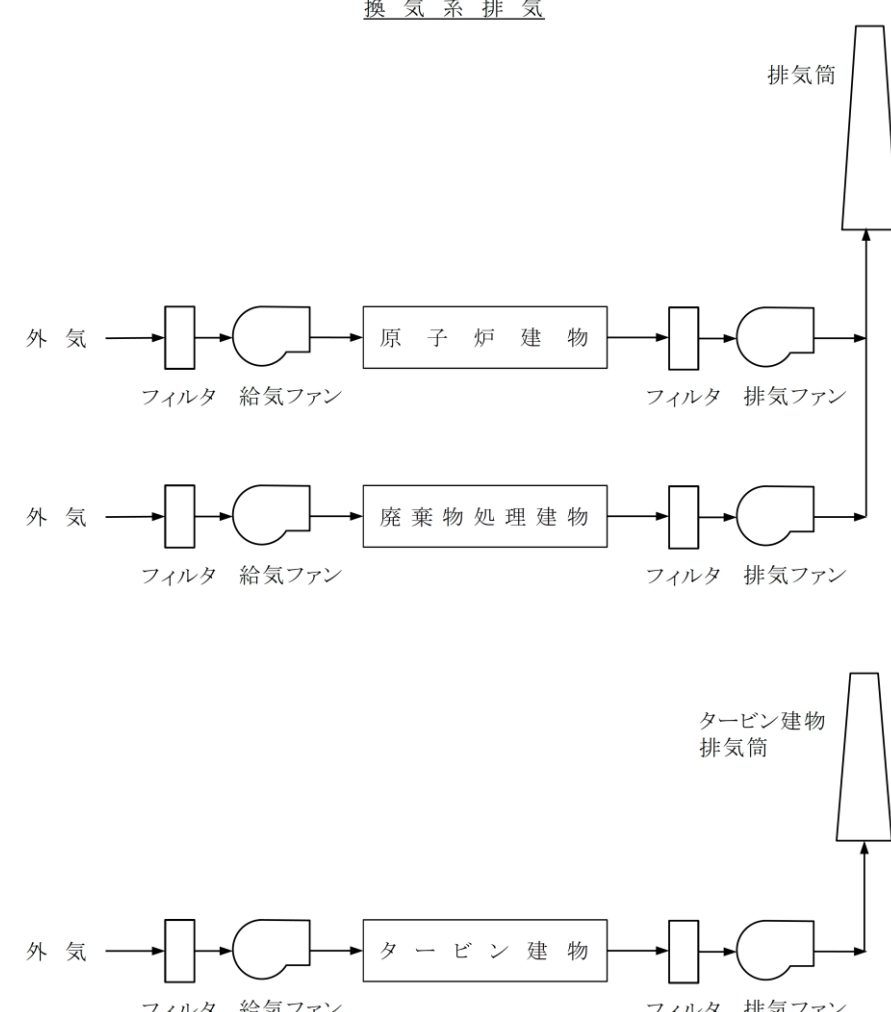
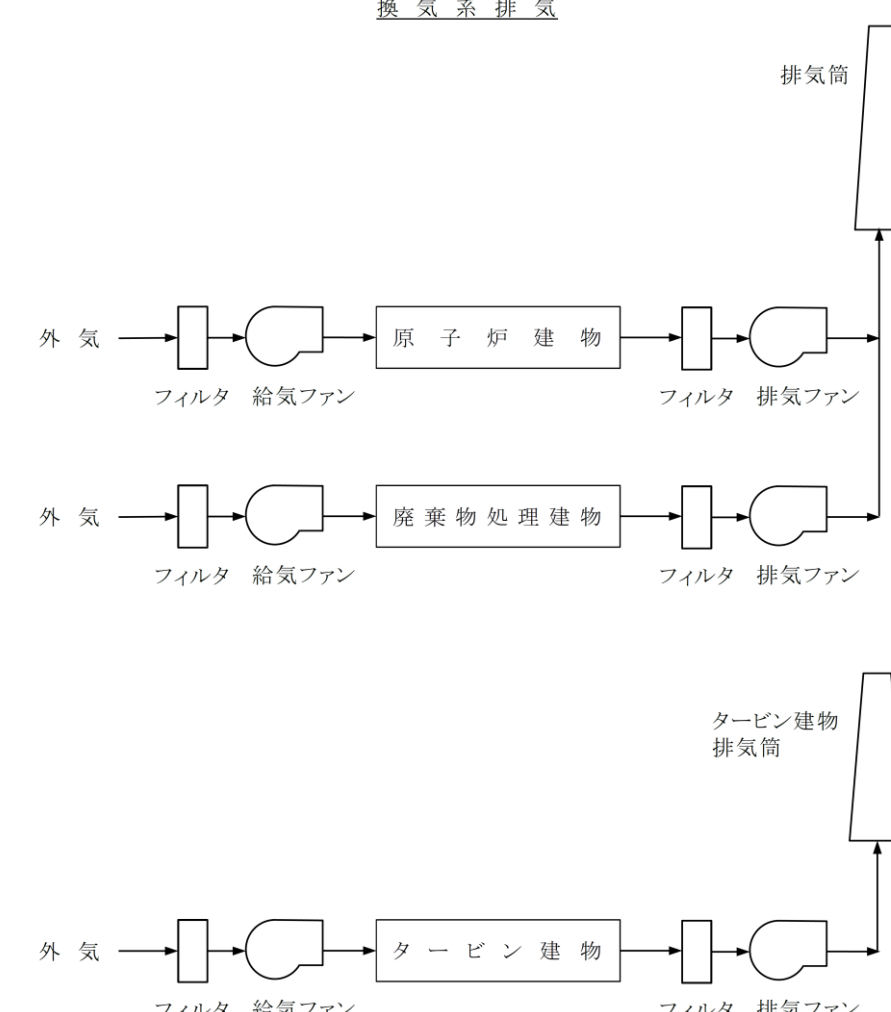
注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前		変更後				備考																																														
第10-5表 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降に発生する放射性固体廃棄物の推定発生量 (単位:t)		第10-5表 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降に発生する放射性固体廃棄物の推定発生量 (単位:t)				・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">放射能レベル区分</th> <th>推定発生量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">低レベル放射性廃棄物</td> <td>放射能レベルの比較的高いもの(L1)</td> <td>約 60</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの比較的低いもの(L2)</td> <td>約 670</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの極めて低いもの(L3)</td> <td>約 5,350</td> </tr> <tr> <td colspan="2">放射性物質として扱う必要のないもの</td> <td>約 20,680</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>約 26,760</td> </tr> </tbody> </table>		放射能レベル区分		推定発生量	低レベル放射性廃棄物		放射能レベルの比較的高いもの(L1)	約 60	放射能レベルの比較的低いもの(L2)	約 670	放射能レベルの極めて低いもの(L3)	約 5,350	放射性物質として扱う必要のないもの		約 20,680	合計		約 26,760	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">放射能レベル区分</th> <th colspan="3">推定発生量</th> </tr> <tr> <th>原子炉本体周辺設備</th> <th>原子炉本体、建物等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">低レベル放射性廃棄物</td> <td>放射能レベルの比較的高いもの(L1)</td> <td>二</td> <td>約 60</td> <td>約 60</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの比較的低いもの(L2)</td> <td>二</td> <td>約 670</td> <td>約 670</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの極めて低いもの(L3)</td> <td>約 460</td> <td>約 4,520</td> <td>約 4,970</td> </tr> <tr> <td colspan="2">放射性物質として扱う必要のないもの</td> <td>約 9,980</td> <td>約 14,340</td> <td>約 24,320</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>約 10,440</td> <td>約 19,580</td> <td>約 30,010</td> </tr> </tbody> </table>				放射能レベル区分		推定発生量			原子炉本体周辺設備	原子炉本体、建物等	合計	低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの(L1)	二	約 60	約 60	放射能レベルの比較的低いもの(L2)	二	約 670	約 670	放射能レベルの極めて低いもの(L3)	約 460	約 4,520	約 4,970	放射性物質として扱う必要のないもの		約 9,980	約 14,340	約 24,320	合計		約 10,440	約 19,580
放射能レベル区分		推定発生量																																																		
低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの(L1)	約 60																																																		
	放射能レベルの比較的低いもの(L2)	約 670																																																		
	放射能レベルの極めて低いもの(L3)	約 5,350																																																		
放射性物質として扱う必要のないもの		約 20,680																																																		
合計		約 26,760																																																		
放射能レベル区分		推定発生量																																																		
		原子炉本体周辺設備	原子炉本体、建物等	合計																																																
低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの(L1)	二	約 60	約 60																																																
	放射能レベルの比較的低いもの(L2)	二	約 670	約 670																																																
	放射能レベルの極めて低いもの(L3)	約 460	約 4,520	約 4,970																																																
放射性物質として扱う必要のないもの		約 9,980	約 14,340	約 24,320																																																
合計		約 10,440	約 19,580	約 30,010																																																
1. 放射能レベル区分値は、次のとおり。 ・L1の区分値の上限は、原子炉等規制法施行令第31条に定める放射能濃度 ・L1とL2の区分値は、国内で操業されているコンクリートピット埋設施設の埋設許可条件と同等の最大放射能濃度 ・L2とL3の区分値は、原子炉等規制法施行令(昭和32年政令第324号。ただし、平成19年政令第378号の改正前のもの。)第31条1項に定める「原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じた廃棄されるコンクリート等で容器に固型化していないもの」に対する濃度上限値の10分の1の放射能濃度 ・放射性物質として扱う必要のないものの区分値は、 <u>原子炉等規制法第61条の2第1項に規定する「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」第2条に定める放射能濃度</u>		1. 放射能レベル区分値は、次のとおり。 ・L1の区分値の上限は、原子炉等規制法施行令第31条に定める放射能濃度 ・L1とL2の区分値は、国内で操業されているコンクリートピット埋設施設の埋設許可条件と同等の最大放射能濃度 ・L2とL3の区分値は、原子炉等規制法施行令(昭和32年政令第324号。ただし、平成19年政令第378号の改正前のもの。)第31条1項に定める「原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じた廃棄されるコンクリート等で容器に固型化していないもの」に対する濃度上限値の10分の1の放射能濃度 ・ <u>L3と放射性物質として扱う必要のないものの区分値は、「工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則」別表第1欄の放射性物質のうち、旧原子力安全委員会が選定した放射性物質(核種)(旧重要10核種(H-3、Mn-54、Co-60、Sr-90、Cs-134、Cs-137、Eu-152、Eu-154、Pu-239及びAm-241))の放射能濃度を、別表第2欄の放射能濃度で除した割合の合計値として1.0</u>																																																		
2. 推定発生量 ・10トン単位で切り上げた値である。 ・推定発生量には付随廃棄物を含んでいない。 ・放射性廃棄物でない廃棄物の推定発生量は、 <u>約 153,300t</u> である。		2. 推定発生量 ・10トン単位で切り上げた値である。 ・推定発生量には付随廃棄物を含んでいない。 ・放射性廃棄物でない廃棄物の推定発生量は、 <u>約 150,400t</u> である。																																																		

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;"><u>換気系排気</u></p> 	<p style="text-align: center;"><u>換気系排気</u></p> 	
<p>第10-1図 解体工事準備期間中の放射性気体廃棄物の処理処分フロー</p>	<p>第10-1図(1) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (<u>解体工事準備期間中</u>)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化（原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更）

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;">換気系排気</p> <p style="text-align: center;">第10-1図(2) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー (原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>第10-2-2図 解体工事準備期間中の放射性液体廃棄物の処理処分フロー</p>	<p>第10-2-2図(1) 放射性液体廃棄物の処理処分フロー (解体工事準備期間中)</p>	<p>・記載の適正化（原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更）</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<p>第10-2図 (2) 放射性液体廃棄物の処理処分フロー (原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中)</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第10-3図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー</p>	<p style="text-align: center;">第10-3図(1) 放射性固体廃棄物の処理フロー (解体工事準備期間中)</p>	<p>・記載の適正化（原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更）</p>

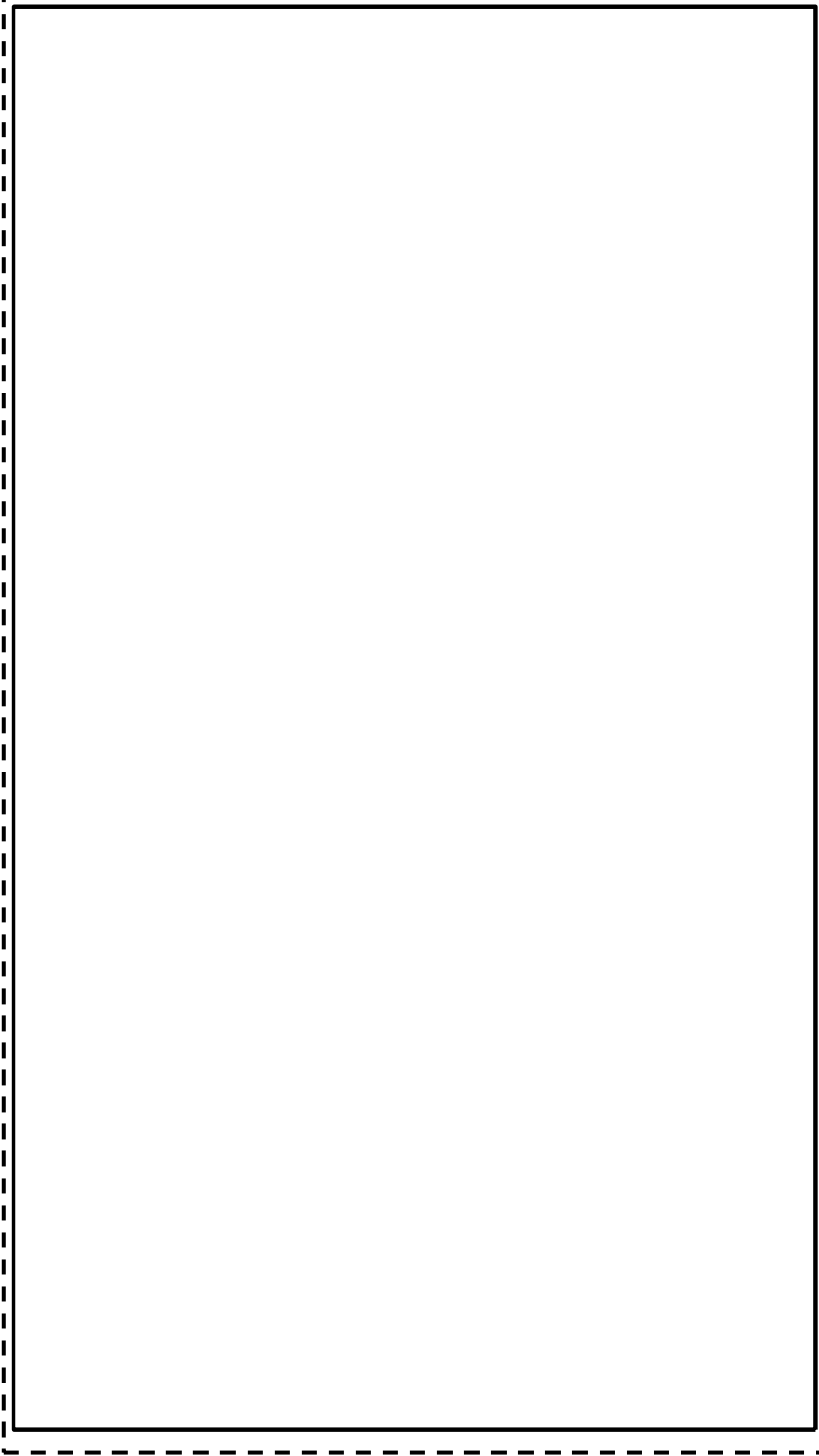
注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<p>第10-3図(2) 放射性固体廃棄物及び解体撤去物の処理フロー (原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中)</p>	<p>・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>

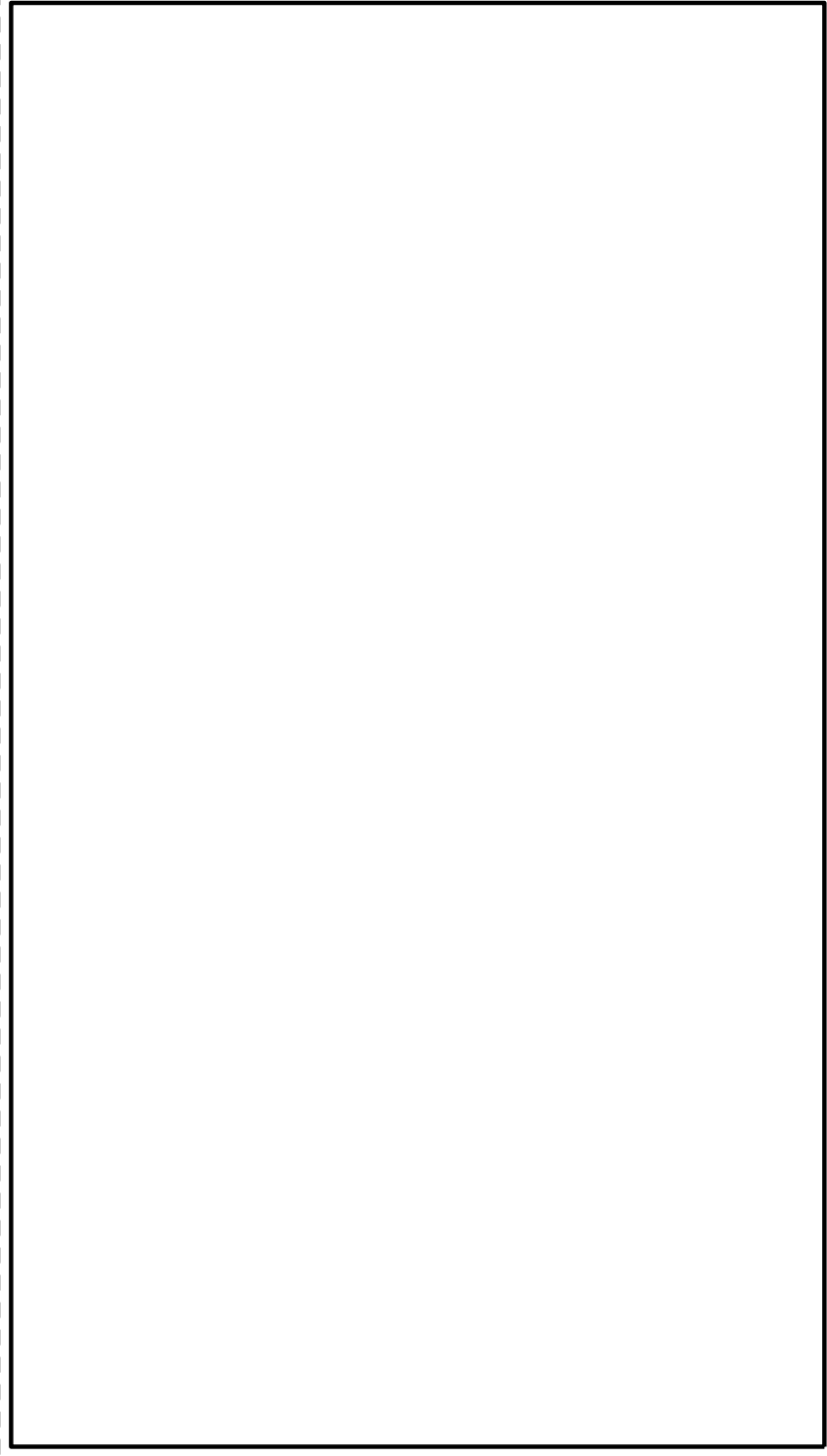
注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">  </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">第10-4 図 保管エリアの設置予定場所 (1/5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">  </div> <p style="text-align: right; margin-right: 10px;">第10-4図 保管エリアの設置予定場所 (2/5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <div style="border: 1px solid black; width: 90%; height: 90%; margin: auto;"></div> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">第10-4図 保管エリアの設置予定場所 (3/5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更

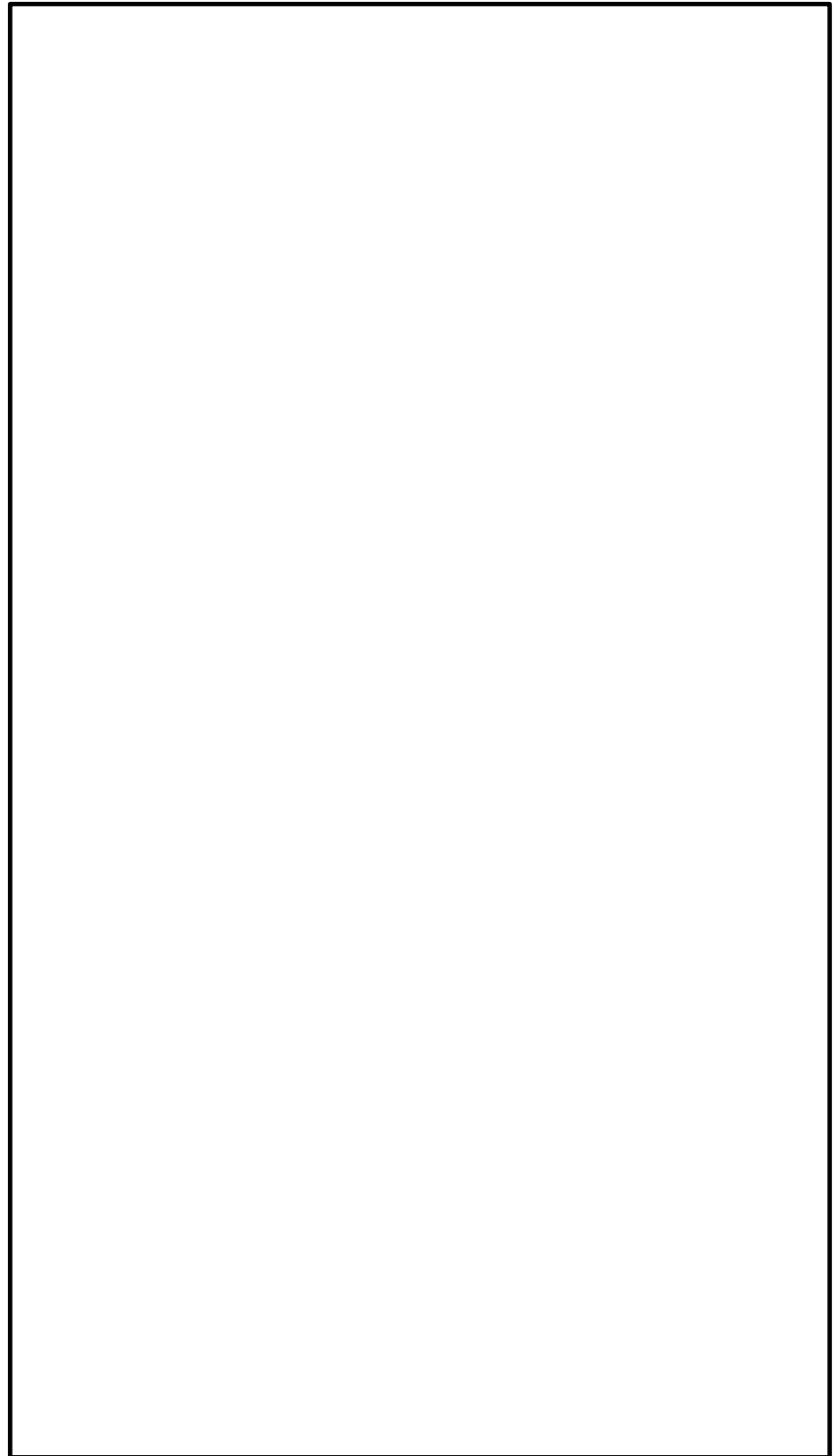
注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <div style="border: 1px solid black; width: 90%; height: 90%; margin: auto;"></div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">第10-4図 保管エリアの設置予定場所 (4/5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">  </div> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">第10-4図 保管エリアの設置予定場所 (5/5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

十一 廃止措置の工程

廃止措置の工程の記述の一部を、島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>十一 廃止措置の工程</p> <p>1号炉の廃止措置は、原子炉等規制法に基づく廃止措置計画の認可以降、この計画に基づき実施し、<u>2045年度</u>までに終了する予定である。廃止措置工程を第11-1表に示す。</p>	<p>十一 廃止措置の工程</p> <p>1号炉の廃止措置は、原子炉等規制法に基づく廃止措置計画の認可以降、この計画に基づき実施し、<u>2049年度</u>までに終了する予定である。廃止措置工程を第11-1表に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化及び廃止措置工程の見直し（核燃料物質の搬出及び譲渡し計画の見直し等）に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前													変更後													備考				
第11-1表 廃止措置工程													第11-1表 廃止措置工程													・原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の廃止措置計画の具体化及び廃止措置工程の見直し（核燃料物質の搬出及び譲渡し計画の見直し等）に伴う変更				
年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040		2041	2042	2043	2044
解体工事準備期間 核燃料物質の搬出及び譲渡し 汚染状況の調査 核燃料物質による汚染の除去 安全貯蔵 管理区域内の設備（原子炉本体以外）の解体撤去 管理区域外の設備の解体撤去 放射性廃棄物の処理処分 建物等の解体撤去													解体工事準備期間 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間 【2024年度～2023年度】 核燃料物質の搬出及び譲渡し 汚染状況の調査 核燃料物質による汚染の除去 安全貯蔵 原子炉本体の解体撤去 管理区域内の設備（原子炉本体以外）の解体撤去 管理区域外の設備の解体撤去 放射性廃棄物の処理処分 建物等の解体撤去																	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。